

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第5部門第2区分
 【発行日】平成24年10月18日(2012.10.18)

【公開番号】特開2011-179558(P2011-179558A)
 【公開日】平成23年9月15日(2011.9.15)
 【年通号数】公開・登録公報2011-037
 【出願番号】特願2010-42865(P2010-42865)
 【国際特許分類】

F 1 6 H 45/02 (2006.01)

【F I】

F 1 6 H 45/02 C

F 1 6 H 45/02 Y

【手続補正書】

【提出日】平成24年9月3日(2012.9.3)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

駆動源の動力が伝達されるポンプインペラと、タービンランナと、ステータと、該駆動源の動力をトーショングランパを介して変速機の入力軸に伝達させるロックアップクラッチとを有する流体トルクコンバータからなる動力伝達装置であって、

前記トーショングランパは、

前記変速機の入力軸から径方向外方に設けられ、前記ロックアップクラッチから動力が伝達される外側弾性体と、

前記外側弾性体から径方向内方に設けられ、前記変速機の入力軸に動力を伝達する内側弾性体と、

前記ロックアップクラッチ及び前記タービンランナに対して周方向に回動し、前記外側弾性体から伝達される動力を前記内側弾性体に伝達する中間伝達部材とを備え、

前記ロックアップクラッチは、前記外側弾性体と前記内側弾性体との間の径方向位置に配置され、

前記中間伝達部材は、リベットで固定した二枚の板で構成され、前記クラッチと前記内側弾性体との径方向の間に前記リベットを配置することを特徴とする動力伝達装置。

【請求項2】

前記ロックアップクラッチに設けられたクラッチハブと、前記外側弾性体を支持する外周プレートと、該外周プレート及び前記クラッチハブを連結する連結部の径方向内方に突出する突部と、前記タービンランナと連結する出力部材とを備え、前記突部は、前記出力部材の外周縁に当接し、前記出力部材の外周縁で径方向外方に軸支することを特徴とする請求項1記載の動力伝達装置。

【請求項3】

前記中間伝達部材に質量体を設け、該質量体を前記タービンランナから径方向外方に配置することを特徴とする請求項1又は2に記載の動力伝達装置。

【請求項4】

前記中間伝達部材は、前記変速機の入力軸とスプライン結合するハブの外周縁に当接し、前記ハブの外周縁で径方向外方に軸支されることを特徴とする請求項1から3の何れか1項に記載の動力伝達装置。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

本発明は、駆動源の動力が伝達されるポンプインペラと、タービンランナと、ステータと、該駆動源の動力をトーションダンパを介して変速機の入力軸に伝達させるロックアップクラッチとを有する流体トルクコンバータからなる動力伝達装置であって、

前記トーションダンパは、前記変速機の入力軸から径方向外方に設けられ、前記ロックアップクラッチから動力が伝達される外側弾性体と、前記外側弾性体から径方向内方に設けられ、前記変速機の入力軸に動力を伝達する内側弾性体と、前記ロックアップクラッチ及び前記タービンランナに対して周方向に回動し、前記外側弾性体から伝達される動力を前記内側弾性体に伝達する中間伝達部材とを備え、

前記ロックアップクラッチは、前記外側弾性体と前記内側弾性体との間の径方向位置に配置され、

前記中間伝達部材は、リベットで固定した二枚の板で構成され、前記クラッチと前記内側弾性体との径方向の間に前記リベットを配置することを特徴とする。

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正 4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0013】

本発明において、前記中間伝達部材は、リベットで固定した二枚の板で構成され、前記クラッチと前記内側弾性体との径方向の間に前記リベットを配置することにより、リベットとクラッチと内側弾性体は径方向に並ぶため、流体トルクコンバータの回転軸方向のスペースを更に小さくできる。